

北陸新幹線新駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、北陸新幹線新駅周辺地区地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、地域の特性に応じた都市機能及び健全な都市環境を確保し、並びに良好な環境の形成及び保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。）の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の適用を受ける区域（以下「適用区域」という。）は、地区計画において地区整備計画が定められている区域のうち、北陸新幹線新駅周辺地区地区整備計画区域とする。

(建築物の用途制限)

第4条 適用区域内においては、別表用途制限の欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 建築物の敷地面積は、別表地区の区分に応じ、それぞれ同表の建築物の敷地面積の最低限度の欄に掲げる数値以上でなければならない。

(建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置)

第6条 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合において、その敷地の過半が適用区域内に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、当該適用区域に係る第4条及び前条の規定を適用する。

(建築物の敷地が地区の内外にわたる場合の措置)

第7条 建築物の敷地が別表に定める2以上の地区にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について敷地の過半の属する地区に係る第4条及び第5条の規定を適用する。

(敷地面積の制限の適用除外)

第8条 第5条の規定の施行により建築物の敷地面積が新たに制限される区域内において、現に建築物の敷地として使用されている土地で同条の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合しないこととなる土地については、その全部を一の敷地として使用する場合には同条の規定は適用しない。ただし、第5条の規定に適合するに至った建築物の敷地については、この限りでない。

(公益上必要な建築物等の特例)

第9条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合には、あらかじめ越前市都市計画審議会条例（平成17年越前市条例第173号）に基づく越前市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第11条 第4条及び第5条の規定に違反して建築物を建築した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

北陸新幹線新駅周辺地区地区整備計画区域

地区の区分	用途制限	建築物の敷地面積の最低限度
地区Ⅰ	1 法別表第2（ほ）第2号 （ただし、マージャン屋、ぱちんこ屋についてはこれに供	—
地区Ⅱ	する床面積が、建築物の延べ床面積の1／2以下の場合を除く。）	3,000㎡ （ただし、軌道下及び駅舎部は除く。）
地区Ⅲ	2 法別表第2（り）項第2号 3 法別表第2（り）項第3号	—